

# アンカーニュース

## 「他者が長年占有」意識の土地 所有権主張できず

ため池が土砂で埋まってできた土地を所有権未登記のまま長年占有してきた企業に対し、周辺の土地も含めて購入し、登記した自営業者が所有権を主張できるかが争われた訴訟の上告審判決が17日、最高裁第三小法廷（浜田邦夫裁判長）でありました。同小法廷は「長年占有している事実を認識していた場合には、登記しても所有権を主張できない」とする初判断を示しました。

そのうえで「自営業者が占有継続を認識していたかどうかを確定させる必要がある」として、自営業者側の所有権を認めなかった二審・高松高裁判決を破棄し、審理を同高裁に差し戻しました。

判決によると、企業は前所有者から譲り受けたこの土地を、未登記のまま舗装して公道につながる通路として使用を続け、20年間の時効が完成した1993年に取得しました。一方、自営業者二人は通路を含む周辺の土地を店舗用地として2年後に購入し、所有権移転を登記しました。そこで所有権確認を求めて提訴しました。

一審・徳島地裁は自営業者の請求を認めましたが、二審は「通路部分が時効取得されていると容易に知ることができたのに、あえて購入した」と請求棄却の逆転判決とし、自営業者側が上告しました。

（平成18年1月18日 日本経済新聞 第38面）



発行者

合 同 事 務 所 ア ン カ ー

（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）

〒105-0004 東京都港区新橋五丁目10番8号

クレグラン新橋II4階

TEL 03-3433-4567 FAX 03-3433-4578

担当：植頭